

議 第 7 号

治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、我が国における自然災害が激甚化・頻発化しており、本県でも、毎年のように発生する台風、豪雨等に対応した治水対策が急務であることから、令和元年東日本台風の被災後には、国及び市町村と連携し、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、護岸整備、堤防強化等を進めている。

しかしながら、県内の一級河川のうち、国管理区間及び県管理区間が混在している、いわゆる「中抜け区間」がある河川並びに複数県を流下する河川については、管理者各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、河川の整備に当たり、関係者間での様々な調整が求められる状況にある。

今後、自然災害の更なる激甚化・頻発化が懸念される中、現在の治水対策が十分な財源の下で安定的に推進されることはもとより、将来的には、広域的かつ重要な一級河川を国の一元管理とし、水系一貫した計画に基づき河川の整備を行うことが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、治水対策の迅速かつ着実な推進等により、自然災害から住民の生命及び財産を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 県が行う「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に位置付けられた事業をはじめ、防災・減災、国土強靱化に向けた河川の整備が確実に進み、その効果が十分に発揮されるよう必要な予算を確保すること。
- 2 本県の財政状況、自然災害への対応状況等を踏まえ、千曲川、犀川、天竜川、木曽川等の県管理区間について、国による一元管理とすること。